

報告事項イ

いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）による調査報告書について

いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）による調査報告書について、別紙のとおり報告します。

令和5年8月9日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹



いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）による  
調査報告書について

令和5年8月9日  
いじめ・不登校総合対策センター

令和3年度から鳥取県いじめ問題調査委員会により調査されている事案に関して調査が終了し、令和5年3月30日付けで同調査委員会から報告書が、同年4月26日付けで申立者から当該報告書に係る意見書がそれぞれ提出されました。その概要及び今後の対応について報告します。

### ＜調査委員会が発足した背景＞

平成29年度（当時：県立高校在籍）に自死を試みた生徒（以下「A」という。）から、卒業後の令和3年6月に、Aの在学中に所属していた部活動の後輩（以下「B」という。）から受けたいじめ被害と自死未遂について学校の調査が不十分であること、学校・教育委員会に自死未遂のことを認知し、いじめと認定してほしいこと、再発防止を提言したいことについて、県教育委員会に訴えるとともに、いじめに対する調査委員会の設置依頼があったもの。

## 1 平成29年度の事案の概要について

### （1）当事者

A：いじめの被害者 / B：いじめの加害者

### （2）当事者間の関係

- ・ AとBは、同じ部活の先輩・後輩の関係であった。
- ・ 部活動顧問は、日々の生活の中で、BのAに対する乱暴で礼儀にかなっていない口の利き方を注意することがあったが、両者の関係に問題があるとは認識していなかった。

### （3）Aの自死未遂

平成29年11月25日：川への入水自死未遂（病院に入院）

平成29年12月16日：入院中に首吊り自死未遂

### （4）本事案における学校及び教育委員会の対応等について

#### （学校の対応）

- ・ 自死未遂当初から教育委員会に報告するとともに、入院先の主治医や関係機関、保護者と連携を取りながら対応した。自死未遂後のAと近い関係生徒からの聴き取り、既に実施していたいじめアンケート（定例）の確認（H29年度実施）、Aに関する支援会議から、いじめの記載や訴えはなく、将来への不安があるとのことであったため、卒業、進学への支援に努めていた。

#### （教育委員会の対応）

- ・ 学校から事案の報告を受け、Aの自死未遂の原因は「将来への不安」に対することを主要因と捉えており、卒業までの学校生活や進学に向けて継続的に支援を行うよう学校へ指導した。

## 2 平成30年度の対応の概要について（Aの卒業後）

### （1）経過

平成30年11月14日：AとAの母親からB及び部活動顧問に平成29年のAの自死未遂はBの責任であると連絡

平成30年11月15日：学校がBに聴き取り。Aの母親から教育委員会にBの処分を希望する旨の連絡

平成30年12月8日：AとBが直接会って、お互いに謝罪。

### （2）本事案における学校の対応等について

- ・ 学校は、A及びAの母親から教育委員会へ連絡があったことを受け、Bへの聴き取り（Bの保護者への報告）、A及びAの母親への報告、教育委員会への報告、Aの進路先との連携等をこまめに行った。
- ・ 学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等の指導を行い一定の解決を図る対応を行った。

## 3 令和3年の対応の概要及び調査委員会について

### （1）経過

令和3年5月17日：Aが学校に対して、平成29年の事案を教育委員会がいじめと認定しているかどうかについて確認の連絡

令和3年6月8日：Aが教育委員会を訪れ、平成29年の事案に係る第三者委員会の設置を申出

令和3年9月9日：委員4名で構成する「鳥取県いじめ問題調査委員会」が発足

令和3年9月～令和5年3月：計26回の調査委員会を開催

令和5年3月30日：調査委員会が報告書を教育委員会に提出

#### 4 報告書の内容（抜粋）

##### ○いじめの認知について

- ・ Bは、Aに対してふざけて首を締めビンタしたこと等を認めており、また、「死ね」とか「役立たず」などといった言葉をAに向けることがあったことを認めている。したがって、少なくともBが認める上記の範囲において、Aに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が行われたと言える。
- ・ 事後的ではあるが、AはBから受けた言動に対し、心身の苦痛を感じたと主張している。
- ・ しかし、Aは、平成29年当時、本件いじめに関する心身の苦痛を本件高校に訴えておらず、本件高校は、本件いじめを把握することができなかった。

#### 5 報告書における提言及び意見書を踏まえた今後の対応について **別添1**

- 教育委員会関係課における連携強化
- 管理職及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修の実施
- 全学校種悉皆によるいじめ問題に関する研修の実施
- 児童生徒理解に基づいたいじめの未然防止及び鳥取県いじめ対応マニュアルの周知
- 当該高等学校による被害者への謝罪及び、本事案を基にした校内研修の実施及び学校いじめ防止基本方針の見直し等の再発防止策の作成への指導助言

#### 6 Aからの意見書の提出

令和5年4月26日付けで、Aから報告書に対する意見書が提出された。

その内容及び対応については、**別添2**のとおり

#### 7 調査報告提出後の対応等

令和5年7月10日 知事報告（総務部人権局から知事へ報告）

令和5年7月14日 記者会見

令和5年7月25日 文部科学省へ報告

#### <事案の経過表>

年月日	内容
H29年度	<u>○いじめアンケートの実施</u> Aからのいじめの訴えはなし
H29.11.25	<u>○入水自死未遂</u> 自死未遂後病院に入院。入院中に2回目の自死未遂（首つり）
H30.3	・ Aが高校を卒業
H30.11.14	<u>○自死未遂をBの責任と問う旨の連絡</u> ・ AとAの母親からB及び部活動顧問にH29の自死未遂はBの責任であると連絡
H30.11.15	・ Aの母親から県教育委員会へ連絡、Bの処分を希望。県教育委員会は当該学校へ連絡。 ・ 学校はAとAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、Bに聴き取りをするとともに謝罪の必要性等の指導をおこなった。
H30.12.8	<u>○AとBが直接会って謝罪</u>
R3.5.17	・ Aが高校に電話し、H29.11のいじめを県教育委員会がいじめと認定しているか教えてほしいと連絡
R3.6.8	<u>○第三者委員会の設置申出</u> ・ AがH29年の事案に係る第三者委員会の設置を申し出
R3.9.9 ～R5.3.30	<u>○調査委員会を開催（全26回）</u> ・ 調査委員会からの報告書では、Bへの聴き取りの中で、Bが認めた範囲内においていじめの事実を認定 (Bが認めた範囲) ふざけてAの首を絞めたりビンタをした。また、Aに「死ね」とか「役立たず」といった言葉を向けた。

## 今後の対応方針について

## 1 調査委員会からの提言への対応を含む県教育委員会の対応方針

## 《調査委員会からの提言への対応》

○自死（未遂）、いじめ等重大事態が起きた場合の組織体制を再構築されたい。高等学校課だけで処理するのではなく、いじめ・不登校総合対策センターの経験の蓄積を生かせる体制作り（認知、対応、報告等のチェックシステムを含むマニュアル作成等）や、SCや管理職が緊急時に安心して相談できる集団守秘義務の徹底された窓口の設置等を検討されたい。

## ＜対応方針＞

## 【教育委員会各課の連携強化】

学校担当課やいじめ・不登校総合対策センターなどが情報共有を常時行い、学校に対して速やかに適切な指導・助言を行えるようにする。

○職員の危機管理能力、相談対応能力を高めるために、緊急時に援助要請の主体となる管理職の研修及び校内専門職（養護教諭、生徒指導、相談担当、特別支援担当、SC、SSW等）への研修等、教職員研修の一層の充実を図られたい。

## ＜対応方針＞

## 【管理職及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修の実施】

自死企図等が起こった場合の管理職におけるリスクマネジメントやクライシスマネジメント並びに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務やその活用について研修を実施する。

## 【いじめ問題に関する行政説明会の実施（悉皆研修）】

令和3年度から継続して開催している全校種の生徒指導担当者等を対象とした「いじめ問題に関する行政説明会」を今後も継続して開催する。

○生徒の個別の特性に配慮した適切な指導体制を組織できる人材の配置（例えば、特別支援専門職の複数配置等）を再検討されたい。

## ＜対応方針＞

人材の配置を検討していくとともに、教職員の児童生徒理解に係る資質の向上を図る。

## 【hyper-QU 検査の実施及び活用研修会の実施】

心理検査 hyper-QU を活用し、生徒の困り感や学校内での人間関係等を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図るとともに、教職員が早期発見・早期対応のための個別の生徒へのきめ細やかな指導について学び、いじめ・不登校等の問題解消のための指導力の向上を図る。

## 【高等学校特別支援教育研修会】

高等学校における特別支援教育の充実を図るとともに、平成30年度から実施している「高校における通級による指導」について、研修報告及び設置校の取組発表を通じて理解・啓発を図る。

## 【特別支援学校のセンター的機能の活用】

障がいのある児童生徒等に対する個別の指導内容・方法について、高い専門性を持つ特別支援学校のセンター的機能を生かした助言を受けたり、相談したりすることによる支援の充実を図る。

○学校と協力して、全教科を通じて自立支援を含むカリキュラム（援助希求能力も含めたコミュニケーション能力の育成、挨拶・報告・連絡・相談力・ストレスマネジメント等働く人の基本スキルを支援するキャリア・進路支援等）を検討されたい。

## ＜対応方針＞

## 【スクールカウンセラーと協働した心理教育の推進】

スクールカウンセラーと教職員が協働して行うSOSの出し方に関する教育及び、ストレスマネジメント、アンガーマネジメントなどの心理教育の推進を図る。

## 2 当該高等学校の対応方針

### 《調査委員会からの提言への対応》

- 本件事例を題材にした研修会を開催されたい。自校の「いじめ防止基本方針」を振り返り、学校の立場で検証することが重要である。
- 言語・非言語でのコミュニケーションが苦手な生徒（すなわち、「何を考えているか分からない」「何も表現しないから問題がない」等と思われるタイプの生徒）への理解を深め、個々の発達課題とそれに対する手立てについて検討されたい。
- 生徒にとって学校は大切な場所であることを再認識し、学校現場では解決に至るには困難な問題を次にサポートしてくれる教育機関と、現場で通用する連携のあり方を検討されたい。
- 本件高校として卒業した現在の被害者に対して何が出来るのか（あるいは出来ないのか）について検討されたい。

#### ＜対応方針＞

##### 【学校いじめ防止基本方針の周知徹底】

自校の「いじめ防止基本方針」を振り返るとともに再度全教職員に周知徹底する。

##### 【校内研修の実施】

本件事例を題材にし、いじめの未然防止及び適切な対応について研修を行うとともに、特別支援教育に関する研修を行い、個々の発達課題に応じた支援及び関係機関との連携について共通理解を図る。

##### 【申立者に対する謝罪】

申立者が在学中の事柄について学校として何が足りなかったのか、また、今後同様の事案が発生しないような未然防止対策や発生した際の学校の対応方針などを明らかにし、申立者に説明するとともに謝罪をする。

申立者からの意見書の主な内容並びに当時の学校及び教育委員会の対応等について

- 1 平成29年（当時高校3年生）11月、12月の自死未遂について、学校は必要な各機関との連携を怠った。また、県高等学校課においては事態のフォローを怠ったことから学校の設置者として担う責任を放棄した。

＜当時の学校及び教育委員会の対応等＞

- ・自死未遂と捉えられる状況であり、学校は当初から高等学校課に報告するとともに、入院先主治医や関係機関と連携を取りながら対応している。
- ・学校は当時、本人及び保護者の言からは自死未遂に至った原因をつかめなかった。また、当時学校が行っていたいじめアンケートでも、いじめの兆候は確認できなかった。2度目の自死未遂の前に、「卒業すること」「卒業後のこと」に関する不安について語っていたことから、学校は将来への不安を主要因と捉え、関係機関と連携して対応するとともに、卒業後の進路先とも連携に努めていた。
- ・文部科学省への「報告」については、文部科学省からの事務連絡が「報告」を求める内容ではなく、「学校生活に起因」又は「全国的な報道」に該当する案件に関する報告について「協力要請」するものであり、当時の高等学校課は、本件がこれに該当するものとして捉えていなかったため、報告を行っていなかった。

- 2 卒業後の平成30年11月にいじめの被害を訴えたが、その訴えが軽視され、調査委員会が設置されなかったりするなど、いじめ防止対策推進法や、当該高等学校のいじめ防止基本方針に沿った対応がなされていなかった。

＜当時の学校及び教育委員会の対応等＞

- ・学校は、A及びAの母親からの申し出の後、Bへの聴き取り、Bの保護者への連絡、県教委への情報提供、進路先との連携等を行い、それらを踏まえて、A及びAの母親への対応（A及びAの母親からの質問等に対する説明等）を行っている。
- ・学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等必要な指導を行った上で、BがAに謝罪しており、一定の解決を図る努力を行っている。
- ・当時の学校及び高等学校課は、既に卒業した生徒の卒業後に判明した在籍時の事案について、「いじめと認定すること」、「いじめの結果自死未遂にいたる重大事案と認定すること」、さらに「いじめの結果自死未遂に至った重大事案を文部科学省に報告（協力要請）すること」について、遡って判断するべきとの認識は持っていなかった。
- ・このことは、真摯に反省し、今後の対応に活かすべきものとする。

- 3 教育委員会は今回の問題を当該高等学校のみの問題とせず、鳥取県内のすべての公立学校において適切な対応がとれる体制となっているか確認し、いじめ防止対策推進法やいじめ対応マニュアルについて周知徹底を図れているか改めて確認すべき。

＜今後の対応＞

- ・別添1を参照